

1 概要

1日 時：平成30年10月29日（月）14時00分～16時00分

2場 所：亀岡市役所別館3階会議室

3出席：岡崎委員、平岡委員、吉中委員、前田委員、西田委員、河原委員、大平委員
寺町委員、井上委員、佐藤委員、小川委員、藤本委員、友永委員

欠席：岩田委員、山田委員

包括：亀岡 前川管理者

南部 幸山管理者、野口氏（睦会）

中部 井本センター長

西部 松田管理者

川東 細川センター長

篠 松本センター長、工藤氏

つつじヶ丘 吉村センター長

事務局：栗林健康福祉部長

高橋高齢福祉課長

松本副課長兼生活支援係長

齋藤生活支援係主査

2 報告及び協議事項

(1) 地域包括支援センター職員の不在について

(2) 地域包括支援センター職員に欠員等が生じた場合の取り扱いについて

3 合意事項

・川東地域包括支援センター及び中部地域包括支援センターの事実認定（案）
→承認

・平成30年度 第2回亀岡市地域包括支援センター運営協議会検討結果について（案）
→次の2点について合意。ただし検討結果（案）は、会長が議論を踏まえて文言を修正する。

1 職員の不在期間はあったものの包括業務の事実上の遅滞等は認められないが、委託料には人件費を含むため、不在期間における人件費相当分の減額をする。

2 亀岡市地域包括支援センター欠員に伴う臨時的措置及び委託料の返還基準規約について検討する。

4 議事録

【議事進行】 岡崎会長

【協議】

(1) 地域包括支援センター職員の不在について

第1回運営協議会で報告のあった川東地域包括支援センター、中部地域包括支援センターの職員の不在について、事実確認を行った。事実認定（案）、経緯一覧表、出勤状況表をもとに事務局が報告し、委員から質疑応答。

<包括職員の不在期間についての確認>

委員：川東包括は、実質的に保健師・看護師は誰もいなかったということか。法人加配の職員は、専従の職員がいないのを補てんするかたちでそこへ配置されたのか。

事務局：川東包括の保健師・看護師は、配置上の者は病休というかたちになっており実際にいない状態が続いていることになるが、現在主任ケアマネジャーとして配置されている者は、職種として看護師という資格を持っている。看護師資格を有する者が主任ケアマネジャーとして配置されているので、業務上で必要なときには、保健師業務も行うことができる立場であったということをお伝えしておく。

もう一つ、法人加配については、市からお願いしている2.5+1人、3+1人という職員人数に加えて法人が必要だと判断して、委託料に含まれない分として法人側が配置した人員という認識。つまり、「包括3職種+機能強化分職員1人」は、市の委託料の中で人件費を賄っていただく部分でして、それ以外の法人で設置されている人員については、委託料外で法人が特に必要だと認められて設置されたという整理の仕方をしている。

会長：川東包括の看護師Bは、かたちとしては採用されているが、最初から休みが続き、病休になっておられ、実状として看護師Bが機能する状況にはなっていない。加配は、法人がこの状況をカバーしようということで付け加えているという理解でよろしいか。

運営協議会では、この事実認定を行い、それを受けての対処について提言しなければなりません。それをとりまとめたものが配布資料の「検討結果について（案）」の「検討内容の1」。「検討内容の2」は、今回の事態を受けて、今後の対応として案を書いたもの。まずは、「1」の方から議論を進める。今回の事態は、福祉人材の確保が非常に難しい現状や、たまたま就任された

後、病欠、病休が重なった、なかなか定着されなかった、健康問題や有休の取得など、決して意図的になされたことではなく、この間の経過をみましても、法人内で人事異動等をされて何とか、地域包括の機能を維持しようとしていたとは思われる。そういう意味では努力されていたと思うが、事実として必要な人員体制が欠けていたということは認定せざるを得ない。その上で、当然運営費そのものを市の委託料として出しているため、そこの扱いをどうするかということと、こういう事態についてどのように委員がお考えいただくかということが今回の「検討内容1」の柱である。

(資料①7・8頁読み上げ)

事務局：南部地域包括支援センターについては、7月24日の第1回運営協議会の時に不在期間があるという話があった。後程、会長の方からご紹介いただくが、6月16日から6月30日までの間不在期間があったということで申し出があったものにつきまして協議を行って、「別紙1 3その他」のとおり取りまとめた。

会長：南部包括では、6月16日から6月30日まで機能強化分職員の方が急に退職をされたということで、急な退職でもあるため、すぐ翌日から後任者がいたというわけにはいかない。従って、その間募集等をされて人を探しておられたこともあるので、ここについては不在という認定は行わないということにしている。今回の人員体制課題については、「別紙1」の「1中部地域包括支援センター」「2川東地域包括支援センター」のとおり不在とする期間を認定する。それに伴って運営費も、一定の減額の措置を取らざるを得ない。これが運営協議会として、亀岡市の方に申し上げる内容だが、検討結果(案)についてご意見をいただきたい。

<包括職員の就業規則等について>

委員：事実の認定はよくわかった。こういうことが起こる前の対策として、労働契約とか就業規則はどうなっているか。退職の申し出は、採用の時にお互いに確認事項であるべきだと思うが、どういうふうになされているか。

事務局：地域包括支援センターの運営を委託する中で、法人の雇用に関しては、各法人にお願いをしている。行政側から「いつからいつまでの間確約した雇用を担保しなさい」ということは伝えてはいない。ただし、委託契約を行う上においては、業務を円滑に進めていくことを申し添えているので、円滑な業務推進に対して、必要な職員雇用を図っていただくのは法人側の要件となっている。

会長：今回がそうかということではなくて、職員が辞められるケースも毎年なくはない。「検討結果案の1」の「受託者としての責任を求めます」、「各法人にも併せ申し添える」というのは、辞める方を無理やり止めることはできないが、採用にあたっての契約書のとりかわしやその確認等々きちんとやっていたかどうかということを書いた。今後については、我々協議会として想定していたわけではないので、後にも書いているが、こうした場合の取り扱いも含めて十分確認する必要があると思っている。

委員：「2週間前の申出」とか規則があるはずなのですが、事業主もそこに業務として就職される方も「お客さんが誰か」ということをよく認識しておれば、働けなくなったような事情ですぐに退職されるのは仕方ないが、単純にいなくなったとか、休んだとか、責任があまりにもきちっとしていないのではないかという印象を持った。就業規則等は、きちっと行政としても組み込んだり指導をしていかないと、全体にこんな問題が発生してからでは遅い。流出防止の対策を取るべきで、流出防止の対策、発生源対策をどちらからも考えていかないといけない。この二つの対策が基本ではないかと思う。

会長：おっしゃるとおりだと思う。就業規則等はあるはずで、採用時の見極め等も含めて、難しい問題だが十分にやっていただく必要があると思うし、運営協議会の中でも人材の問題は今後検討せねばならない。

<過去において職員不在という事態はあったのか？>

委員：こういう問題が起こったのは、今年度が初めてなのか。もし以前にもこういう問題があれば、その時にどういう解決をされたのか、今までの経過があれば教えていただきたい。

事務局：亀岡市の地域包括支援センターは平成18年度に3包括を設置、平成24年度から5包括、平成30年度から7包括になった。これまで年度替わり等に職員の更新があった。ほぼ隙間なく次の担当者が決まって、概ね1か月の間に業務が引き継がれた。今回のように期間が空いて職員がいないというのは本市としても初めてのことである。委託元として事態への対応がうまくできていない部分もあった。先程委員が言われたように、事態が起こる前に対応することも検討していくとともに、もし起こった時にどのように対応するかについても定めておく必要があると考えている。

<職員が辞める原因等について>

委員：こういうことが発生することは、仕事自体の問題なのか、待遇面での問題な

のか。その辺が根本問題としてあるのではないかと思うが。

会長：待遇面でもあるだろうし、採用時の見極めというか、長期にわたって出勤されていない状態というのは、本人の課題かもしれないし、メンタルや健康の問題もあるかもしれないのでその辺はちょっと難しいところかと思う。

委員：今後超高齢化社会となって、私共の民生委員活動と地域包括との業務が密接で信頼関係が強固でないと我々も活動していけなくなるという部分がある。私も中部地域の民児協にいて、1回目来て頂いた時と2回目で来て頂いた時とで包括のスタッフがほとんど入れ替わっており、民生委員側からすると本当に大丈夫なのか、いろいろな課題を一緒に背負っていけるのかなという不安がどうしても残る。委託された法人内の問題であるのか、あるいは地域包括支援センターという業務を行う職員に過重な負担がかかってしまって、突然辞めたくなるのか、そういったところはきちんと見極めておいて、今後、このような事態についての取り扱いについては考えていかないといけないだろう。とりあえず恰好が付けば、後は何とかかなというのではいけない。もう少しきっちりとしてどうしてこうなったのかということを見極めていかないと、同じことを繰り返す可能性がある。高齢者は包括の職員を市の職員という認識で相談されたりしているので、その辺りは市と包括で十分にいろいろな問題点を分析しておいていただかないと、民生委員としても今後不安が残るのでよろしくお願ひしたい。

会長：職員の不在期間は確定できるかと思う。ただし、包括職員がすぐに辞めるといった色々な問題は、法人内の職のマネジメントの在り方やそこで働いておられる方、今回辞められた方のモチベーションなり自覚の問題等々あると思うので、簡単に決めつけられないところがある。職員の異動や任務についての自覚、目の前の利用者を尊重することを本来のミッションとすることの徹底とかそういう要素が複合的にあって、そこが弱かったということも一つあるのかという印象を私は報告を聞く中で持っている。これは一法人の課題でもあるが、それだけではなくて亀岡市が委託する地域包括支援センターの運営なので、各法人や包括職員の方と協議しながら、職員がきちんと定着し、逆にやりがいを持っていただけるような仕組みや方法は議論しないといけないと思っている。先程おっしゃった意見は、今後運営協議会の中でも、包括で働いておられる職員の皆さんを応援する立場で議論は必要かと思っている。

<「検討内容1」の文言整理について1>

委員：検討結果についての（案）を読ませて頂いた際に、まず、「検討内容1」の項

目の3段落目のところ、「その他の亀岡市地域包括支援センターと同じ水準を維持できていたのかは疑問が残ります」というところが気になった。罰則、返還に関する規定を盛り込んでいくという検討に入ってくると思うが、その際に、「疑問が残る」という言葉は、感情的というか感覚的な文言であると思う。やはり科学的にそれが実際どうであったのかという根拠に基づいた文言で整理をされた方がいいのではないかと考える。

もう一つは、欠員という状況の中で辞められた方がいらっしゃるということだが、その方の人となりということよりも、福祉の仕事をされていても地域包括支援センター業務への適性、法人や事業所内での環境の不適合、包括業務の不慣れや経験不足からこういった短期での退職に至っているのかということについて、現場の方達がどの様に捉えられているのか直接話を聞かせていただければと思う。最後に亀岡市が委託しているわけだから、一定の基準について協議会の中でも議論されて、そこから福祉人材の確保・定着ということに対して亀岡市としてはこんなことをサポートしていきますという点も含めて考える。全て委託されている事業所、現場のところに責任があるというのは、私はそぐわないのではないかと考える。

会長：職員の適応・不適合の問題は、辞められた職員のヒアリングをしない限りは、なかなか確定しないというか、マネジメントとして見極めるというところに課題がある。この方に実際会ってどうだったのか聞ければいきさつが分かったと思うのですが。

委員：採用の際に、履歴書を見ると思うが、その中に包括支援センター業務をしてきた経験があるかどうかということは大事だと思う。その経験があって辞められたのか、そうではないのか。課題がはっきりしたら地域包括支援センターの運営に関わる人員を確保する際にどこを手厚く定着に向けて研修とかしていったらいいのか、見えてくるのではないかと。

会長：私達の調査の中では、必ずしもきちんと適応できる方の採用に至っていないのではないかと考えているが、採用された側にもヒアリングをすればそのあたりもはっきりするかもしれない。マネジメントという言葉で言っているが、法人内の職員の配置転換等を含めた採用者の見極めはあるかと思う。最後におっしゃった分については、運営協議会の中でも提言できることは、少し詰めて提言していきたいと思っている。

案の「疑問が残ります」については、これも表現が難しかったが、疑義があるというふうにはしか言えないかと。センターとしての業務自体は全く100%機能していないとまでは言いづらいところがあり、状況としては、「疑義があ

る」、「疑問がある」というふうな表現。もう少し他の表現が必要であれば、ご意見をいただいて変えようかなと思っているが、いかがか。

<地域包括支援センターの準備期間について>

副会長：そもそも市は法人に十分な包括設置の準備期間を与えていたのか。受託すると決まっていることを「新年度になるまで言うてはいけない」と言われて、それで急に包括職員とされて動かされれば皆ビックリする。5包括になった時も、利用者さんが急に自分の担当が変わるなど非常に困ったことがあった。3月31日から4月1日になったら全部変える。しかもその準備期間を十分に与えない。そういうことをすれば、このような事態が起こっても仕方がない。市役所にもかなりの責任があると思う。

事務局：昨年度の決定事項のため、資料を取りに行き、正確なお答えをさせていただきたいと思うのでしばらくお待ちください。最初に申し上げておりましたが、今おっしゃられた「4月1日まで黙っておく」ということはなかった。もともと7月の段階で、市が募集をかけているし、約半年の準備期間を設けていた。地域に対する周知期間についても、民生委員さんにお集まりいただいて、地域への周知を図ってきたところである。また、包括業務の引継も4月から10月までの間で中部地域、東つつじヶ丘地区、南部地域それぞれで行った。このように、4月1日にいきなりすべてを切り替えて新しくスタートするというかたちでは、市としては行っていなかったと思っている。ただ、その準備期間の設定については、どうしても公務であるため、5、6年というスパンにおいて、2、3年をかけて一つのことをやっていくのはなかなか難しく、1、2年の中で募集とそれに基づく計画を立てていくということがある。今回は、平成29年度中に募集と準備を行い、そこに至るまでには、平成27年度から運営協議会、準備検討委員会の中で地域包括支援センターの増整備について協議いただいたという経過があったと考えている。

委員：罰則とか返還ありきの議論が今日の議論になっているが、副会長のおっしゃったように、市の体制、法人体制、その両輪の体制が整っていなかったのがこの結果を招いているのではないかということが今の議論で見えてくるのではないかと思う。

返還等の基準を定めて行くことは非常に大事なことだと思うが、その前段階の課題が見えてきたので、その課題について検証と検討をしっかりと行うようにした方がいいのではないか。そういったことが制度的、法律的に可能なのかどうか分からないので申し上げているのだが。

会長：この本質は介護保険財政から運営費を受けておられる中で明らかに、長期の職員不在があるということは、制度的には、一旦は運営費の減額というかたちの対処は必ずいる。この不在という事実は確定させていただく。ただ、今日出てきた意見のように、準備期間はどうかであったのか、地域包括支援センターと市との関係はどうか、業務内容については、昨年度にも地域包括の実施内容を定めた方針をつくっているが、こういった点も検討しなければならない。運営は、別のことかなど。運営費の減額は、被保険者との関係ではとらざるを得ないのかなと考える。

<「検討内容1」の文言整理について2>

委員：非常によくわかった。「検討内容1」の3段落目の3行のところを下から2段落目の「法人には行政の委託を担っていることを自覚し、受託者としての責任をもつことを強く求めます」というところに合わせてはどうか。まとめのところで、利用者を第一に考えるべきであるという志をすべての法人に持っていただくという位置づけでいかがか。

会長：他の包括との関係で減額の根拠となる文言が必要だということで、「疑問が残ります」という表現にした。二つの包括が努力されていないということではなく、その中で何とかやっておられたということで「あまりにも業務が滞っています」ということは書くべきではない。「疑問が残る」という表現が主観的であるならば、水準維持ができていたかと言えば、そうではなかったと書かざるを得ないかと思う。

内容1の下段落は、市の問題は置いておいて、各法人にも同じようなことをお願いしたいというような主旨で書いておくのはどうか。

委員：2段落目「しかし地域包括支援センターにおける4業務については、人件費として支給しているもの。よって、今回は別紙1の不在の期間については、」ということで簡単に書けばよいかと思う。

もともと地域包括支援センターというのは、国からつくれと言われた機関で市として一生懸命やっておられる。包括業務は、とても難しく、様々にケースが違う。だから、ケアマネが作成しないといけない書類も更新されていき、また勉強しないといけない。これは市が悪いのではなく、国が悪い。でもそれをいっても仕方がないので、皆で、亀岡市と地域包括支援センターをうまく育てて行くし、また手が足りないところは、市民ボランティアをお願いする必要も出てくる。その辺のところを我々も理解しないといけないと思う。

会長：そうしましたら、このところについては、「運営費に人件費として支給しています。よって、職員不在期間について、減額を求めます」ということにしましょうか。

委員：そうすると、どこの包括も仕事がどうこうと批判をせずに、職員が不在の部分は市に返還するというかたちになり平等な扱いになる。

委員：遅滞等が認められてなかったら何もする必要がないのかという気もするが、減額ありきの話で進んでいるのか。

会長：人件費部分を含んでいる以上、業務がどうであれ、むしろそれでかわした方が異常であって、被保険者への対応として減額はきちんとしないといけない。

委員：実際遅滞等なければいいのではないかという個人的な意見である。これで遅れていたら必要かと思うが、その分加配や残業等もしながら業務をまわされていたのかという気もしている。その辺もきっちりと評価して、故意でなければ評価も必要かと考える。本来は、業務が遅延したとか、減額というところの前に市民のみなさん、利用者さんが今までどおりの利用であるとか生活できていたら、そこがメインかと思う。

会長：現実これで何かはかなり遅れたということではないと言え、こういう表現しかなかったのかと思うが、やはり運営費に人件費が含まれている以上、減額かなど。苦しいところの表現だが、いかがか。

委員：遅滞等は認められないということは、やはり誰かが頑張って、無理をしてやっているわけである。一人不足でもまわるのではないかということになれば予算は要らないということになる。でも、こういう仕事はしんどいから加配があるのだと思う。人件費4人分をもらったら、4人雇うというのが誠意だと思う。全体的に地域包括支援センターは、まだ出来たばかりなので、どんな働き方をするのかその人の想像力に任されているところがある。だから上手くいっている所は、良い人を雇い、その人達が想像力を持って、いろいろなことに対応が出来ている、それが現実だと思う。

<地域包括支援センターの準備期間に係る質問の回答>

事務局：亀岡市の出遅れがあったのではないかと質問をいただきましたので、経過をご報告させていただく。7包括になる時には、平成29年6月20

日に市ホームページで募集要領を公開、7月28日プロポーザル方式でヒアリングと審査、8月10日に採用の通知をさせていただいた。業務開始まで約6か月間以上の期間があった。ただ、4月1日締結の業務委託契約であるため、それまではお金が出ない。普通介護施設を新規開設される場合、その人件費を6ヵ月前から事前準備経費としてみるルールがあるが、包括の場合はそのような手当が出来なかったため人材を事前に雇用していただく期間がなかった。このような事情が今回の事態の要因の一つかと思うので、厳しい財政の中だが、今後このような包括の準備等の手立ては検討していかざるを得ないかと思っている。ただ、準備期間6か月あったので特に遅れたということではないと考えている。

<地域包括支援センターの広報について>

副会長：市広報にはいつ発表されたか。いつ地域包括支援センターのリーフレットに7包括が掲載されたか。市民は十分に知っていたか？なぜ事前に言えないのか。

会長：準備期間で人件費的な手当があるわけではないという構造も今回の問題の一端とも言えなくもないと思う。やはり亀岡市民のための地域包括支援センターなので、今回のような事態が起こらないように方策について市の方にも十分検討してもらうことは、運協としても要望していければよい。広報の問題も含め今後検討する必要があると思う。

これまでの議論でいくと、「運営費には人件費が含まれる、よって別紙1の不在期間について」は残し、「他の地域包括支援センター業務との均衡を保つ必要性から」の部分の削って、「契約金額から職員不在期間の減額」というかたちでよろしいか。根拠としては、運営費に人件費が含まれているからというかたちでいく。下の4行は、全体の法人あてとし、「各法人には行政の委託を担っていることを自覚し、受託者としての責任を持つことを求めます」という文言にする。

副会長：結局人件費、人がいるかいないかそれだけの話ですね。

会長：そこに限定して減額を求めるということにする。業務的内容を突っ込んでいくとなかなか明らかにならないので。

委託料の返還手続きはやっていくとして、今回の事態を受けての市の対応策やもっと包括的な課題については、次回にもっと詰めて議論をしていくということで、「検討内容1」については確認した。

(2) 地域包括支援センター職員に欠員等が生じた場合の取り扱いについて

会長：続いて「検討内容2」についてもご意見をいただきたい。今回のような欠員という事態は、亀岡市以外にも起こっている。近隣の事例を調べたところ、京都市では、欠員に関する委託料返還の基準を設けている。

(資料①7頁「検討内容2」読み上げ)

これはこの(案)ということではなくて、欠員等の場合の委託料返還の規約をつくった方がよいのではないかという提案である。今の議論の中で、それはまだ時期が早いとか、もう少し詰めてからと言うのであれば、検討内容2は削除してもよい。参考資料として京都市の委託料の返還基準を配布しているが、いくつかの市町にはある。亀岡市においてもこうした委託料返還の規約を定めることを運営協議会から求めるという点についてご意見を。

<委託料返還基準の法的根拠等について>

委員：根拠の法律や制度はあるのか。

会長：運営委託費みたいなものなので、一定程度法や自己規則において定め、各自自治体でつくっていると思われるが、介護保険法において返還の規定はない。

事務局：地域包括支援センターは、介護保険全体の中で、サービスの規定は細かいところまで決まっている。また、地域包括支援センターを含めた分の地域支援事業という財源があり、市がすべて決めて行くことになっている。地域包括支援センターの職員は何人置かなくてはいけないということは決まっており、それに基づいて、市が何人まで配置をするということを決めていく。委託か直営かで行うかは市町村に任されており、亀岡市の場合は委託している。保険者として、委託元として決めることになっている。

会長：基準は、絶対定めないといけないものではないのが、市は保険者という立場であるため、市が行う通常の運営費委託費とは違うが、ただ、保険者と市はほぼ一体的であり、地域包括支援センターや法人を責めるという意味ではなく、運営の透明化や公正さでいうと、一定の返還の基準を設けないといけない。ただし、一方的に市の方から返還しろということではなく、市としても今後こういう対応についても人材確保等の準備期間等の議論があるというのであれば、そこも併せて今後検討していく必要がある。こういう対応については、通常、各条令との関係で定めるのが普通。多分介護保険制度の仕組みはそこが曖昧なままなので。運営費にも構造的な問題があるかと思う。

委員：私も地域包括支援センターの設置のところから関わっているが、もともとは、亀岡市が包括をつくるみたいなかたちであって、亀岡市が看護師などの専門職を雇うということになった。そうすると、専門職の人には、今までの勤務先を辞めて来てもらうということになる、つまり退職金も含めて生涯賃金が全く変わってくる。そうであるならば、市が手を上げたところに委託して、専門職が雇用されたまま包括業務をしてもらうということになった。そして、地域包括支援センターがある程度年数が経ち、人の雇用などマネジメントをするようになった。採用時は、地域包括支援センターで労働協約を交わしているか。

会長：法人と交わしている。

委員：交わしておれば問題無いと思う。採用した途端に休まれたというのは、相手の事情だから仕方がないと思うが。採用の時のよい人を雇いたいが、やはり病院の給料の方が高いとかいろいろな条件があるから、その辺が非常に難しい。国が沢山予算を下されば、亀岡市もこんなに責められることは無いと思うが、なかなか大変なところだと思う。

<返還金について>

委員：返還されたお金がどうなるのかというところまでは、我々にわかりにくいところがある。例えば、地域包括の理念や福祉の人材として定着しづらい状況を打破するために、そこに返還分を使うような循環させるような仕組み、法制度としてこうしなければいけないということがないのであれば、亀岡市独自の地域包括支援というような仕組みを考えるチャンスではないのかと思う。それぞれの事業所ごと、法人ごとに研修を任せておられるところがあると思うが、それを例えば亀岡市全体の地域包括でこんなふうにしていこうということ研修で共有するなど、亀岡市としての仕組みを議論できればいいのではないかと思う。福祉の中で返還せざるをえなかった財源というのが、福祉で有効に使われるような仕組みというのがどんなふうにあるのかないのか教えていただきたい。

会長：介護保険財政という独自の仕組みがあるので、返還されたものは返還ということになる。おっしゃっているような、人材の問題や研修の問題については、別途予算立てしてやる必要があると思う。

事務局：介護保険制度というのは、国、府、市で50%を持って、後の残り50%は、40歳以上の第1号被保険者、第2号被保険者が負担している。つまり、すべ

てが亀岡市の財源ではなく、介護保険事業特別会計という一つの独立した会計。その会計の中で歳入、歳出があるため、今回いくらかの返還金が入ったら、それは返還金として手元には戻ってくるが、それを新たな仕組みに使うのは今年度では無理。次年度以降に新しい枠組みを検討するということになる。それから、地域包括支援センター経費は、上限が決まっており、かつ介護保険事業の使える予算のうち何パーセント以内、使える経費も羅列されている。一定の縛りのある包括支援センター経費の中で研修ということも考えていくことになる。

会長：現場の職員の方々と研修の在り方等を考えていかなければならない。雇用契約等を含めた職場のマネジメントを各法人に求め、また各法人がどんなことを工夫されているかを共有し、センターを超えて横断的に協議いただくことが必要かと思う。今の委員のご意見を活かしていきたい。

<基準の策定について>

委員：あらかじめ返還等の基準が定められていたら、ここに皆が集まらなくて済んだと思う。つくった方がこれから先のためにはよいのではないかと思う。

会長：それでは、「検討内容2」「規約について策定する」ということで確定します。いろいろご意見をいただいたところは、今後協議するとして、今回一旦、検討内容1、2は、運営協議会の意見としてあげさせていただく。具体的にどのような減額の金額にするかは、行政の中で、適切な額で決めていただくということでお願いしたい。それでは、その他何か委員からありますか。

<その他>

委員：包括支援センターの運営自体が、包括職員の皆さんの日々の仕事にかかっているというか、本当にキーパーソンだと思っている。ケースバイケースな多岐にわたる業務内容であり、「包括」という意味合いが大きいと思うし、その辺りをしっかりと亀岡流で求められるようなかたちができればいいと思う。もう一つは、実際の現場で働かれている方の現場の声をどこに出して、それを誰が拾って、それを現実化というか、しっかり聞ける場、ヒアリングの機関のようなものが必要と思った。

会長：もっとアグレッシブに運営協議会としてお聞きして云々というものあってもよい、こちらが支えていくような方向で協議していきたいと思う。今回は、業務等の調査も市の方にやってもらいましたが、直接運営協議会のメンバーが現場へ行って話を聞いたり課題を拾い上げたりしてここで協議することをやっていないので、必要があれば私もどんどんやればよいと思う。

委員：昨日、平均年齢83歳ぐらいの方20人程に運動や口腔ケア、栄養が大事だという話を地域サロンでさせていただいたが、「高齢だから諦めていたけれど、これからでも自分の健康のためにやれることがあるということがわかった」とか「ちょっと体を動かすとすごく気持ちがいい」とか感想であった。介護予防が一番大事だと思う。介護予防の費用は介護保険のわずか3%で財源がない。だから市民が介護予防のリーダーになるのは、すごくよいこと。市の広報だけでは市民に十分に周知はできず、ボランティアなどの口コミで広めていくこと、オール亀岡でやっていくということがこれから大事だと思う。私も5年前にNPOを立ち上げて介護予防の活動を始めた。お金を払ってでも介護予防をすれば医療費が「うな重」になって還ってくる。今日チラシを持って来ていますので皆さんまた見てください。市民の手によって、地域の元気をつくり出していくことをもっと広げていく必要がある。

会長：ありがとうございました。いろいろご意見いただきましたが、以上で第2回の運営協議会を終わります。

【閉会】